

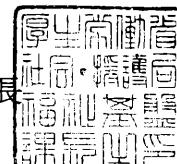
平成 21 年 6 月 1 日  
雇児福発第 0601002 号  
社援基発第 0601001 号  
障 障 発第 0601001 号  
老 計 発第 0601002 号

都道府県  
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿  
中核市

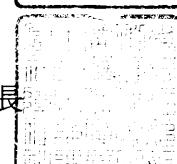
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長



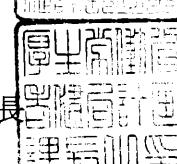
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



厚 生 労 働 省 老 健 局 計 画 課 長



### 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用 及び指導について」の一部改正について

標記については、平成 16 年 3 月 12 日雇児福発第 0312002 号、社援基発第 0312002 号、障障発第 0312002 号、老計発第 0312002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知により行われているところであるが、今般、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について（平成 21 年 6 月 1 日、雇児発第 0601003 号、社援発第 0601004 号、老発第 0601002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が発出されたことに伴い、標記通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとし、平成 21 年 4 月 1 日より適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであることを申し添える。